

# 学校部活動運営方針

津市立芸濃中学校  
令和3年4月改訂

## 1. 基本方針

- (1) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動である。スポーツや文化に親しみながら心を豊かにし、仲間と協力して課題を解決するなど、たくましく生きる力を育む。また、マナーや集団の一員としての自覚や責任感など、社会性も身につけることができる。このように教育的意義は大きいため、生徒の積極的な参加を推奨する。
- (2) 学校外のクラブチーム等で活動している生徒については、部活動への参加形態等について、保護者を交えて確認する。
- (3) 部活動懇談会を開催し、各部の方針等を説明するなどにより、保護者の理解と協力を求める。
- (4) 専門的な技術指導ができる学校外の人材に指導を求める場合は、本方針ならびに「津市立中学校部活動指針」の内容を十分理解したうえで、校長の承認のもと、外部指導者（外部コーチ）として要請する。
- (5) 中学校体育連盟が主催する陸上競技大会、水泳大会等への出場を希望する生徒がいる場合は、原則としてその参加を認め、教職員が引率する。

## 2. 指導の重点

- (1) 最後まであきらめずにやり抜く態度を育み、時間を有効に利用しながら効果的な活動ができるように指導する。
- (2) 仲間や相手を尊重し、感謝の心を育むとともに、ルールやマナーを重んじた秩序ある行動ができるよう指導する。
- (3) 施設・設備・用具を大切にし、整理整頓に努める態度を養う。
- (4) 相互に理解し合い、信頼関係を深めることで、好ましい人間関係を築くことができるよう指導する。

## 3. 部活動の運営

- (1) 部活動時間と練習について
  - ① 毎月の練習計画を事前につくり、管理職に提出後、生徒を通し保護者に配付する。
  - ② 休養日を設定する
    - \* 1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち、1日は土曜日または日曜日とする）
    - \* やむを得ず、土曜日または日曜日に休養日が設定できず両日とも活動する必要がある場合は、事前に校長の承認を得るとともに、原則として同一月内（できる限りその前後の週）の土曜日または日曜日に振り替えて休養日を設定する。ただし、大会参加による場合は、平日に振り替えて休養日を設定することも可とする。
    - \* 平日の休養日（原則として週に1日以上）については各部で設定する。
    - \* 定期テスト前は、原則、下記のとおり部活動休止期間とする。
      - ・ 中間テスト：7日前から
      - ・ 期末テスト：7日前から

(公式大会への参加やその直前等、特別の事由により上記期間中に活動する必要がある場合は、生徒の体調管理や学習への配慮を十分に考えた上、事前に校長の承認を得るとともに、保護者に連絡して承諾を得る。職員への周知徹底もはかる。)

\*全教員対象の職員会議や研修会の際は、部活動を行わない。また、二人の顧問がともに出張等で不在の場合は、原則当該部活を行わない。ただし、顧問が急な対応事案が入って不在の場合は、他の教員に監督を依頼し、部活動を実施することができる。

\*4月1日の部活動は休みとする。新年度の始まりについては、教員の異動にともなって毎年確認を行う。

\*閉校日は部活動を休止する。

(公式大会への参加やその直前等、特別の事由により上記期間中に活動する必要がある場合は、生徒の体調管理や学習への配慮を十分に考えた上、事前に校長の承認を得るとともに、保護者に連絡して承諾を得る。職員への周知徹底もはかる。)

### ③活動時間の設定

\*完全下校時刻は下表のとおりとし、完全下校時刻に間に合うよう部活動を終了する

月日	4/1～8/31	9/1～9/20	9/21～9/30	10/1～10/10
	5 : 4 5	5 : 4 0	5 : 2 5	5 : 1 5
月日	10/11～10/20	10/21～10/30	10/31～11/10	11/11～12/20
	5 : 0 0	4 : 5 0	4 : 4 0	4 : 3 0
月日	12/21～12/30	1/1～1/10	1/11～1/20	1/21～1/30
	4 : 3 5	4 : 4 0	4 : 5 5	5 : 0 5
月日	1/31～2/10	2/11～2/20	2/21～2/28	3/1～3/30
	5 : 1 5	5 : 2 5	5 : 3 5	5 : 4 5

\*平日の活動時間は2時間以内とする。(準備、片付け、移動に要する時間は含めない)

\*週休日及び休日(長期休業期間を含む)の活動時間は3時間程度とする。(準備、片付け、移動に要する時間は含めない)

\*週休日及び休日に、大会や練習試合等により、やむを得ず活動時間を延長する場合は、事前に校長の承認を得る。

\*朝練習は、7時30分より8時00分までとする。

### (2) 入部について

①入部指導は4月に行う。やむを得ず、途中で転部または退部する場合は、顧問・担任・保護者と相談のうえ決定する。

### (3) 対外行事(試合・練習試合・遠征・合宿練習など)について

①対外行事に参加するときは、必ず学校長の承認を得る。

また、年度当初に保護者から大会出場のための個人情報提供の許可を得る。

②合宿練習については、事前に実施要項と計画書を提出し、学校長の了解を得るとともに保護者の理解と、職員会議の承認を得る。

③県外遠征や合宿練習については、経費や学習面への配慮等、保護者にも理解を得る必要があり、回数や時期を十分検討した上で計画する。

(4) 部の存続・新設について

- ① 2 学年の部員を合わせて大会出場メンバーに満たず、翌年度の 1 年生を募集しても満たない場合は、その部活動の存続について職員会議等で協議し、決定する。
- ② 部員数が大会参加の人数に満たない場合は、津市内の他の中学校との合同チームも検討する。学校規模が縮小し、団体種目の共存が難しいときは、職員会議で協議する。
- ③ 学校経営上どうしても存続が不可能な時に、前年度の段階で職員会議で協議する。廃部がやむを得ないときは、『1 年目：募集停止（2・3 年のみ）→2 年目：募集停止（3 年のみ）→廃部へ』と 2 年間かけて行う。
- ④ 生徒数、職員数の増加に伴い、新しい部活動ができるときは、職員会議で協議する。

(5) その他

- ① 健康、安全に十分に配慮する。万が一、事故等が発生した場合は、危機管理マニュアルに基づいて迅速に対応する。
- ② 給食がないときの昼食は、基本自宅から持参するが、どうしても買いに行く必要があるときは、顧問に申し出て顧問がついて買いに行く。
- ③ 遠征先でも、生徒同士でコンビニやスーパーに立ち寄らない。
- ④ 土日や休業中の部活動においては、熱中症対策のため、スポーツドリンクやスポーツゼリー、塩分チャージ等を持参してよいこととする。

#### 4. 設置部活動

設置部活動		活動場所	顧問
野球部	男女	運動場	辻村・山下
バレーボール部	女	体育館	市川・井戸
卓球部	男女	体育館	石丸・阪
柔道	男女	武道場	福路・三山
ソフトテニス部	男	テニスコート	田井・高城
ソフトテニス部	女	テニスコート	荒木・若林
吹奏楽部	男女	音楽室	竹内・庄山
家庭部	男女	家庭科室	井ノ口・西川

#### 5. 方針の見直し

本方針は毎年度見直しを行う。